

認定薬剤師研修制度規程

近畿国立病院生涯教育センター (KLEC: Kinki National Hospital Lifelong Education Center) は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 (CPC: Council on Pharmacists Credentials) の認定制度評価基準に則り、生涯研修認定制度 (G22) の認証を受けた近畿国立病院薬剤師会を母体とする研修機関である。CPC が認証の対象とする認定制度の種類は以下の通りである。

生涯研修認定制度 (略号 G) : 一定水準の生涯研修記録に基づき成果の認定を行う。

特定領域認定制度 (略号 P) : 生涯研修の中で特定の分野・領域について成果を認定する。

専門薬剤師認定制度 (略号 S) : 特定の疾患、診療領域あるいは特定患者領域を対象に専門薬剤師として認定を行う。

その他の薬剤師認定制度 (略号 E) : 特定の能力、適性を持つ薬剤師を認定する。

第 1 章 総 則

(目的・名称)

第 1 条 本制度は、薬剤師が自らの資質向上のために生涯を通じて新しい知識と技能を習得し、業務の充実に努めることができるように研修会の開催を実施し、定薬剤師を輩出することを目的とする。特に国立病院機構が担う 19 政策医療およびチーム医療における薬剤師業務に関する研修会を開催し、薬物療法のジェネラリスト育成に力を注ぎ、病院薬剤師だけでなく、かかりつけ薬局・薬剤師、大学教職薬剤師および研究職等、職種によらず生涯研修を実施する。

2 前項の目的を達成するため、近畿国立病院生涯教育センター (KLEC: Kinki National Hospital Lifelong Education Center) は認定薬剤師制度を制定し、認定薬剤師を認定する。

(運営機関)

第 2 条 この制度の維持と運営は、KLEC が行う。

第 2 章 認 定 薬 剤 師

(認定資格)

第 3 条 認定薬剤師の認定を申請する者は、以下の条件をすべて満足する者であることを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を取得していること。
- (2) 1 年以上勤務経験を有すること。
- (3) 所定の研修単位を修得すること。
- (4) 所属施設の部門長の推薦状を 1 通提出できること。(現在勤務していない場合は前勤務施設の部門長で可)

(申請)

第4条 認定薬剤師の認定を申請する者は、申請書類を添えて KLEC へ申請し、審査会の審査を経て理事会で承認される。

(申請手続き)

第5条 認定薬剤師申請書および研修ノートをもって申請を行う。申請料および更新料は、会員 10,800 円、特別会員および名誉会員 5,400 円とし、納入された認定料および更新料は理由の如何に関わらず返還しない。

(認定)

第6条 認定薬剤師として認定されたものに対して、KLEC は認定薬剤師の証書を授与し、認定薬剤師名簿に登録すると共に認定薬剤師番号および氏名を公表する。

(認定の更新)

第7条 認定薬剤師の認定は3年毎に更新する。

(認定の喪失)

第8条 認定薬剤師は、以下の理由により理事会において認定を喪失する。

- (1) 認定薬剤師の認定を辞退した場合
- (2) 認定薬剤師の認定を更新しなかった場合
- (3) 日本国の薬剤師免許を喪失、返上または取り消された場合
- (4) 認定薬剤師としてふさわしくない行為が見られた場合

第3章 集合・実習実施機関

(認定の対象となる研修を実施する機関)

第9条 KLEC の集合・実習実施機関は以下とする。

- (1) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 (CPC: Council on Pharmacists Credentials) より認証された KLEC 以外の実施機関 (PV: Provider)
- (2) 独立行政法人国立病院機構近畿グループ 20 施設並びに国立研究開発法人国立循環器病研究センター (AC: Agency)
- (3) 上記 (1) (2) 以外の KLEC が認める実施機関 (AC: Agency)

第4章 雑 則

(所管)

第10条 この規程に係る経理、実施機関および認定薬剤師の申請認定等に関わる事務は KLEEC 役員が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を要するものとする。

(実施要領)

第12条 この規定に係る詳細は認定薬剤師研修制度実施要領に記載する。

附 則

この規程は、平成29年10月21日から施行する。

(認定薬剤師の暫定措置)

平成29年10月21日～11月30日の期間においては、暫定的に公益社団法人薬剤師認定制度認証機構の生涯研修認定制度の認定薬剤師の認定証の認定期間をもって認定薬剤師を申請することができる。暫定期間以降の暫定措置は認めない。